

平成27年11月25日時点

高浜地域の緊急時対応 (全体版：案)

内閣府(原子力防災)
福井エリア地域原子力防災協議会

0. はじめに	P.3
1. 高浜地域の概要	P.4
2. 緊急事態対応体制	P.9
3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.22
4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.39
5. UPZ圏内における対応	P.56
6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.88
7. 緊急時「ニクリグ」の実施体制	P.102
8. 原子力災害時の医療の実施体制	P.112
9. 国の実動組織の支援体制	P.123

0. はじめに

・この「緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)高浜発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体の地域防災計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

たか はま

1. 高浜地域の概要

- 高浜発電所は、福井県大飯郡高浜町おおい ぐん たか はまちょうに設置している原子力発電所である。
- 高浜発電所は、昭和49年の11月から1号機による営業運転を開始。昭和50年に2号機、昭和60年に3,4号機の運転を開始している。

関西電力(株)高浜発電所について

(1) 所在地 おおい ぐん たか はまちょう 福井県大飯郡高浜町

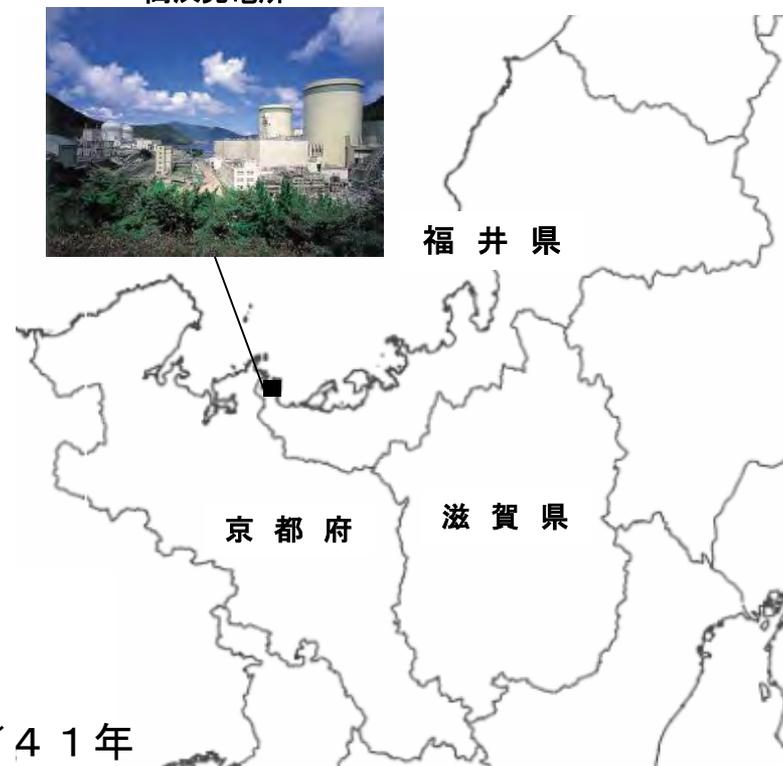
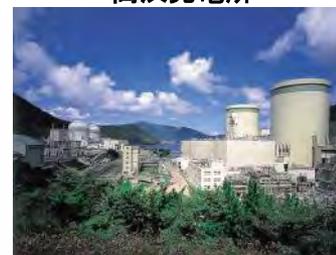
(2) 概要

1号機：82.6万kW・PWR
2号機：82.6万kW・PWR
3号機：87.0万kW・PWR
4号機：87.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数（2015年11月時点）

1号機：1970年 4月／1974年 11月／41年
2号機：1971年 2月／1975年 11月／40年
3号機：1980年 11月／1985年 1月／30年
4号機：1980年 11月／1985年 6月／30年

高浜発電所

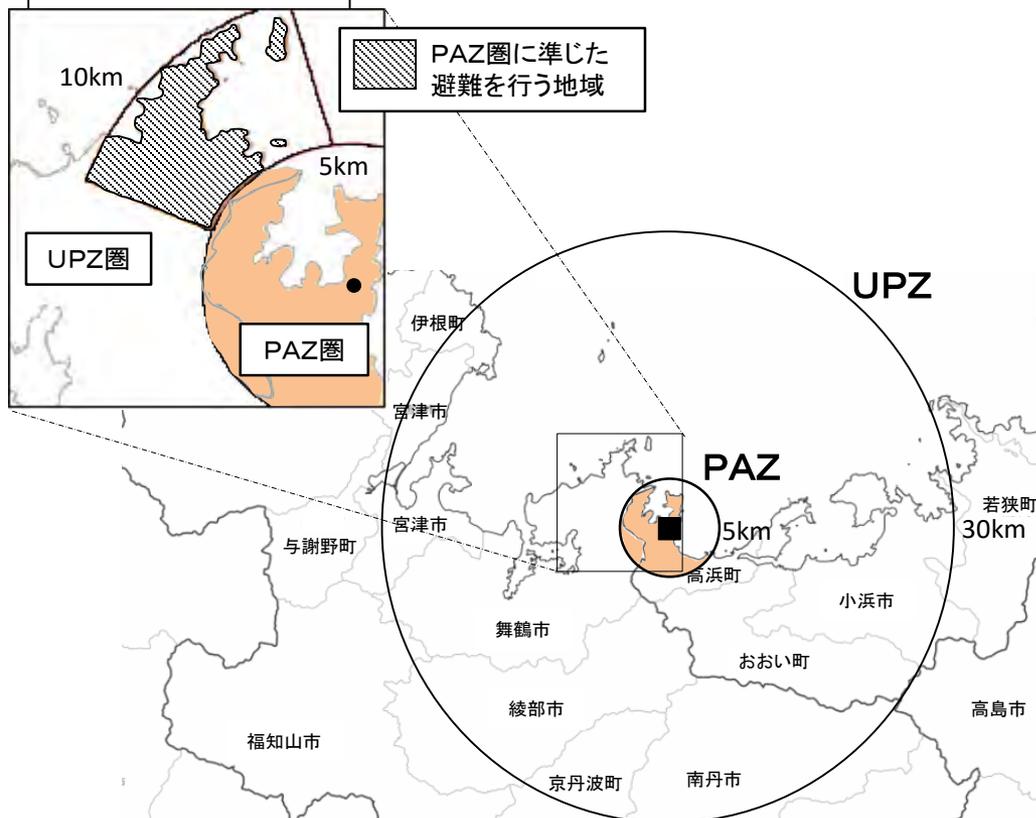


出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/#8/35.496456/135.763550>)
「白地図」国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#8/35.496456/135.763550>)を
もとに内閣府(原子力防災)作成

原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内(滋賀県は該当しない)、発電所より概ね5~30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- 高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は高浜町(福井県)、舞鶴市(京都府)、UPZ圏内は7市5町にまたがる。
- 舞鶴市のUPZ圏内の大浦半島の一部の住民568人については、避難経路がPAZ境界周辺を通過することから、PAZ圏に準じた避難を行うこととしている。(「PAZ圏拡大図(※)」参照)

PAZ圏拡大図(※)



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市1町(高浜町、舞鶴市)

住民数:高浜町8,165人、舞鶴市641人(大浦半島の一部の住民を含む)

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

7市5町(高浜町、おおい町、小浜市、若狭町(福井県)、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町(京都府)、高島市(滋賀県))

住民数:170,682人

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

- PAZ圏内人口は8,806人(PAZ圏に準じた避難を行う地域を含む)、UPZ圏内人口は170,682人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で179,488人。
- 滋賀県においては、高島市たかしましの一部がUPZ圏に含まれているが、山間部のため、対象エリアに居住する住民はいない。

関係市町名		PAZ圏内		UPZ圏内		合計	
		(概ね5km圏内) (PAZ圏に準じた避難を行う地域を含む)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	高浜町 <small>たかはま ちよう</small>	8,165 人	3,109 世帯	2,778 人	1,067 世帯	10,943 人	4,176 世帯
	おおい町 <small>ちよう</small>			8,677 人	3,216 世帯	8,677 人	3,216 世帯
	小浜市 <small>おばまし</small>			30,763 人	11,832 世帯	30,763 人	11,832 世帯
	若狭町 <small>わかさ ちよう</small>			4,020 人	1,244 世帯	4,020 人	1,244 世帯
小計		8,165 人	3,109 世帯	46,238 人	17,359 世帯	54,403 人	20,468 世帯
京都府	舞鶴市 <small>まい づる し</small>	641 人	231 世帯	86,326 人	40,039 世帯	86,967 人	40,270 世帯
	綾部市 <small>あやべし</small>			9,041 人	4,284 世帯	9,041 人	4,284 世帯
	南丹市 <small>なん たん し</small>			4,024 人	1,767 世帯	4,024 人	1,767 世帯
	京丹波町 <small>きょうたんば ちよう</small>			3,334 人	1,371 世帯	3,334 人	1,371 世帯
	福知山市 <small>ふくち やまし</small>			525 人	219 世帯	525 人	219 世帯
	宮津市 <small>みやづし</small>			19,654 人	8,719 世帯	19,654 人	8,719 世帯
	伊根町 <small>いね ちよう</small>			1,540 人	612 世帯	1,540 人	612 世帯
小計		641 人	231 世帯	124,444 人	57,011 世帯	125,085 人	57,242 世帯
滋賀県	高島市 <small>たかしまし</small> (※)					0 人	0 世帯
合計		8,806 人	3,340 世帯	170,682 人	74,370 世帯	179,488 人	77,710 世帯

※ 高島市たかしましの一部地域は原子力災害対策重点区域となっているが、対象地域に住民は居住していない

平成26年4月1日時点

昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成22年度国勢調査によれば、高浜町及び舞鶴市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約6,000名／日。
- また、平成24年度経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に483事業所、約4,300人がPAZ圏内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。
- 昼間、夜間を比較しても人口に大きな差がない。

<昼間流入・流出人口>

	他市町村からの流入人口(人)	他市町村への流出人口(人)	差引増△減(人)
高浜町	1,988	2,254	△266
舞鶴市	4,156	4,881	△725

<PAZ圏内の就労者数>

市町名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数(人)
高浜町	青郷	111	929
	内浦	54	1,461
	高浜※1	276	1,713
	合計	441	4,103

市町名	PAZ圏内対象地区※3	事業所数※4	従業員数(人)
舞鶴市※2	松尾	1	9
	田井	6	70
	成生	1	20
	野原	34	105
	合計	42	204

※1 高浜地区に所在する事業所のうちPAZ圏内の事業所分のみ計上

※2 舞鶴市の杉山地区・大山地区には事業所なし

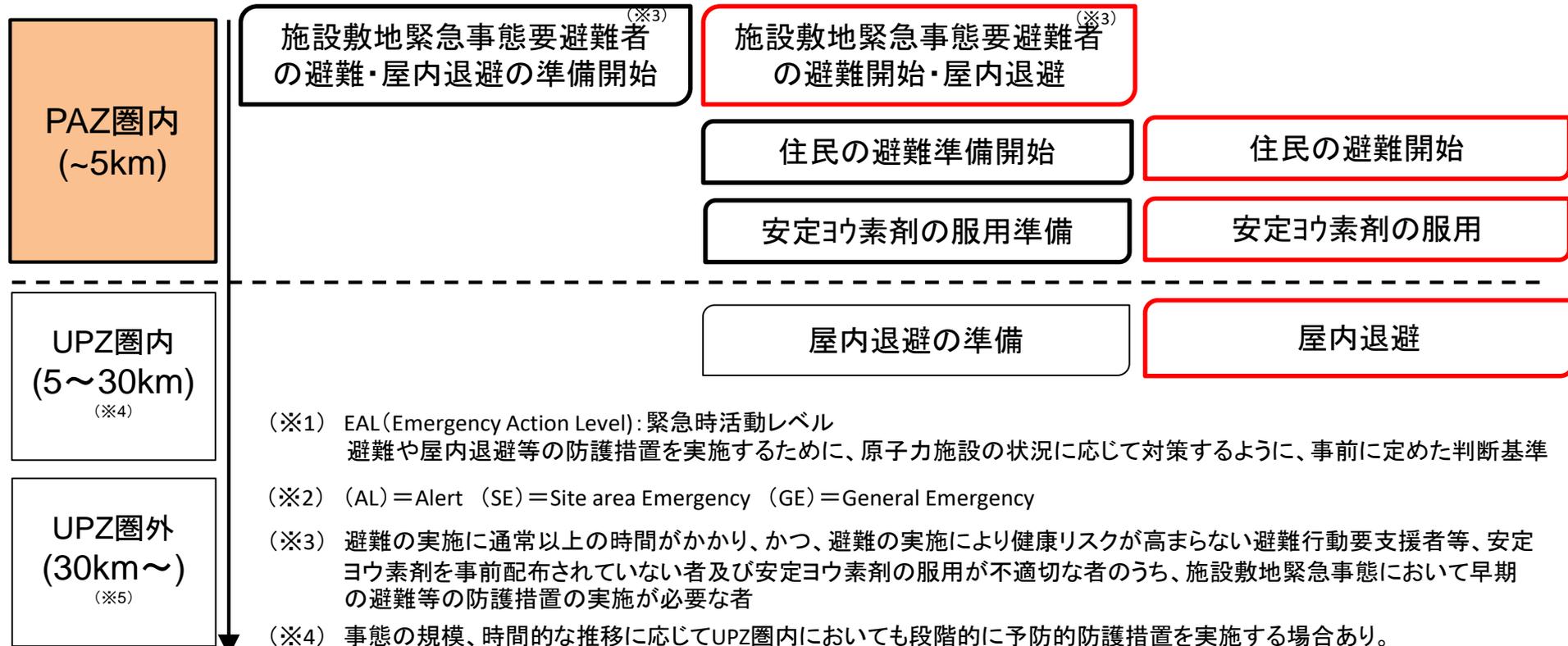
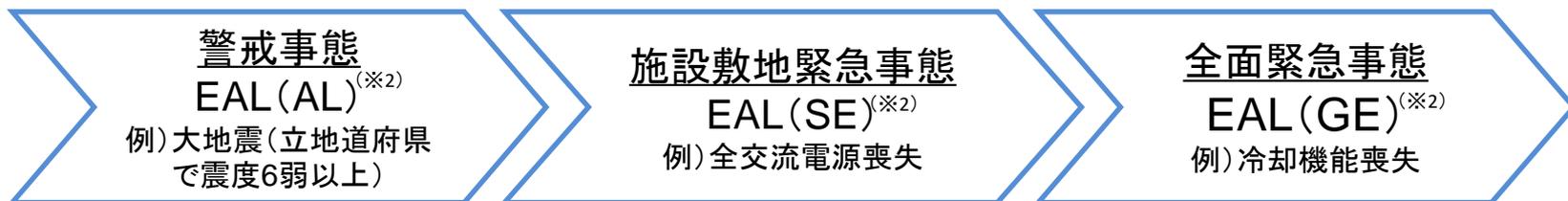
※3 PAZ圏に準じた避難を行う地域も含む

※4 事業所は殆ど、民宿や地元の水産会社のため、従業員は殆ど地元住民

2. 緊急事態対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL^(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

(※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない避難行動要支援者等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

(※4) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。